

税制抜本改革に関するこれまでの議論

- 税制抜本改革の方向性等に関する抜粋
 - 平成 22・23 年度税制改正大綱
 - 税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」
 - 平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言
- 税制改正大綱等と附則第104条の比較
(参考) 税制抜本改革に関するこれまでの主な取組み

平成 23 年 6 月

税制抜本改革の方向性等に関する抜粋

- 平成 22・23 年度税制改正大綱
- 税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」
(平成 22 年 12 月 6 日)
- 平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言
(民主党税制改正 PT 提言 平成 22 年 12 月 6 日)

税制抜本改革

【平成 23 年度税制改正大綱】

○ 《抜本改革に向けた基本的方向性》

こうした我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に 대응するために、税制の抜本的な改革を果敢に進める必要があります。改革に当たっては、平成 22 年度税制改正大綱でお示した以下の 5 つの視点や改革の方向性を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら、所得課税、消費課税、資産課税全般について改革を進めていきます。この改革を通じて、セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化の好循環を促していきます。

- ・ 納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと
- ・ 「支え合い」のための必要な費用を分かち合うこと
- ・ 税制改革と社会保障制度改革を一体的にとらえること
- ・ グローバル化に対応できる税制を考えること
- ・ 地域主権改革を推進するための税制を構築すること

○ 社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であり、そのため、本年 10 月 28 日に、「政府・与党社会保障改革検討本部」が設置されました。

12 月 10 日に本部決定され、同 14 日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、今後の社会保障改革について、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」に示された内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成 23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定されました。

今後、税制調査会では、この決定を踏まえた政府・与党内の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行っていきます。

【民主党税制改正 PT 提言】

- 今回の税制改正の議論では、今年の税制改正大綱、および「税と社会保障の抜本改革調査会」が党に設置されたことを踏まえ、所得税、法人税、資産税を中心に議論を行ってきた。特に基幹税たる所得税の改革は重要な課題であり、「所得再分配機能回復」や「支え合いの税制」を構築していくことについて議論を重ねてきた。
- 今回の所得税の見直し提言は、抜本改革の前ではあるが先行して諸控除の見直しを行い所得再分配機能の回復を図るものである。ただし、過度に特定の者に負担を求めるようなことがあれば、民主党の目指す「公平・透明・納得」の税制とは程遠い姿になりかねない。
- 「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。

【民主党 税と社会保障の抜本調査会「中間整理」】

- 「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。
- 今回の中間整理では個別の社会保障制度の具体的な将来像やその必要財源及びその必要財源を確保するための具体的な税制改革の方策まで示すに至っていないが、社会保障に対する国民の信頼を早急に回復する必要があること、財政状況が極めて厳しいことを踏まえれば、税と社会保障の抜本改革は一刻の猶予もならない課題であり、少子高齢社会を克服する日本モデルに向けて、早急に政府与党で検討を行った上で、国民的な議論に付さなければならない。

【財政運営戦略(平成 22 年 6 月 22 日 閣議決定)】

3. 中期財政フレーム

(2) 歳入・歳出両面での取組

② 歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。

個人所得課税

【22年度税制改正大綱】

- 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。
- 所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組むこととします。
- 給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。
- 特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。
- 金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。
- 給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

【23年度税制改正大綱】

- 格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。
そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

- 配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。
- 個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

【民主党税制改正 PT 提言】

- 現行の所得控除制度は結果として高所得者に有利な制度となっていること、分離課税している金融所得などに軽課していることなどから、所得税の所得再分配機能や財源調達機能が低下してきていることを指摘してきた。その上で、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」と見直しを図っていくこととしてきた。
- （配偶者控除）配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点のはずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位のいずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。
- （最高税率、税率構造）税率構造全体の見直しについては、まさに所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中で検討していくべき重要な課題である。金融所得税制および給与所得控除の見直しを実施すれば、所得再分配機能は相当程度強化されることになる。その上で最高税率引き上げまで行えば、一定以上の所得層の負担が急増することになり、税制改正のあり方として望ましくない。

これまでの主な取組み

【平成 22 年度大綱】

- ・年少扶養控除の廃止（所得税、個人住民税）
- ・16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止（所得税、個人住民税）

【平成 23 年度大綱】

- ・給与所得控除額に上限を設定、高額な役員給与に係る給与所得控除の見直し等（所得税、個人住民税）
- ・勤続年数 5 年以内の法人役員等の退職所得について、2 分の 1 課税を廃止（所得税、個人住民税）
- ・退職所得に係る個人住民税（所得割）の 10% 税額控除の廃止（個人住民税）
- ・成年扶養控除の対象の見直し（所得税、個人住民税）
- ・上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10% 軽減税率を 2 年延長し、平成 26 年 1 月から 20% 本則税率とする（所得税、個人住民税）

法人課税

【22年度税制改正大綱】

- 租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。

【民主党税制改正 PT 提言】

- (実効税率引下げ) 法人実効税率引下げの目的は、国際競争力の維持、国内産業空洞化防止と雇用維持、国内への投資促進などである。(中略) 行き過ぎた課税ベース拡大によりかえって経済成長を阻害することがないように留意する必要がある。

これまでの主な取組み

【平成 23 年度大綱】

- ・ 法人税率を 4.5% 引下げ、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5% 引下げ
- ・ 租税特別措置、減価償却制度、欠損金の繰越控除等の見直しにより課税ベースを拡大

消費課税

【23年度税制改正大綱】

(1)消費税

- 消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」(平成22年12月6日)で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していきます。

『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』

『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者3経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』

(2) 地方消費税

- 地方消費税のあり方については、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(平成22年12月10日)において示された以下の内容などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。

『国民一人ひとりに包括的な支援をおこなうという社会保障の考え方からすれば、国民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割はきわめて重要である。すべての自治体で、住民の参加と自立を支えることが、地域の自立につながる。また、国民自らが関与する分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。したがって、社会保障改革を支える税制改革のためには、国とともに制度を支えている地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標でなければならない。

地方自治体もまた、安定的な公共サービスの供給をとおして地域の経済活力を高め、雇用を拡大することに責任を負わねばならない。そして、地方自治体のそのような努力を支えるためにも、税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要である。また、地方が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるように地方自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討されるべきである。』

(3) 車体課税

- 車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

(4)地球温暖化対策のための税の導入

- 我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

(5)地球温暖化対策に関する地方の財源確保

- 地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂ 排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

【民主党税制改正 PT 提言】

- (車体課税) エコカー減税の枠組みは維持すべきである。昨年度税制改正大綱では、エコカー減税の期限到来時までに、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本の見直しを検討するとしたが、その方針を踏襲すべきであり、来年度税制改正について車体課税の議論を行うべきではない。
- (地球温暖化対策のための税) CO₂ 排出量を 2030 年に 1990 年比 30%削減するため、石油石炭税を活用して、化石燃料の CO₂ 排出量に着目して課税する「地球温暖化対策のための税」を設けるべきである。「地球温暖化対策のための税」は平成 23 年度から導入することとし、経済状況等を勘案しながら、急激な負担増にならないように配慮すべきである。

これまでの主な取組み

【平成 22 年度大綱】

- ・揮発油税等の暫定税率の見直し
- ・自動車重量税について、地球温暖化対策の観点から税率構造を見直し
- ・自動車取得税について、地球温暖化対策の観点から現在の税率水準を維持

【平成 23 年度大綱】

- ・地球温暖化対策のための税の導入
- ・消費税の免税事業者の要件の見直し
- ・消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

資産課税

【22年度税制改正大綱】

- 今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。
- 現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

【民主党税制改正 PT 提言】

- 特に購買意欲の高い若年層の消費喚起を図り、内需、消費の拡大を図っていくため、相続税の基礎控除の縮減等を行うとともに、贈与税減税を行って若年層への資産移転を図っていくべきである。なお、相続税見直しに当たって、配偶者への配慮、居住用財産への留意は必要である。(中略) また、現在の相続時精算課税制度では、受贈者は20歳以上の推定相続人とだけされているが、孫への資産移転など世代間の飛びこえを推奨する工夫も検討すべきである。

これまでの主な取組み

【平成23年度大綱】

- ・ 相続税：基礎控除の引下げ及び高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から税率構造の見直し等
- ・ 贈与税：若年世代への資産の早期移転を促進する観点から税率構造等を見直し

地方税制

【23年度税制改正大綱】

- 少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。
- 地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとして、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。

税制改正大綱等と附則第104条の比較

	税制改正大綱等	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
税制抜本改革 （全般）	<p>【平成23年度大綱】</p> <p>○ こうした我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるために、税制の抜本的な改革を果敢に進める必要があります。改革に当たっては、平成22年度税制改正大綱でお示した以下の5つの視点や改革の方向性を踏まえ、納税者の理解・納得を得ながら、所得課税、消費課税、資産課税全般について改革を進めていきます。</p> <p>○ 12月10日に本部決定され、同14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、今後の社会保障改革について、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定されました。</p> <p>【財政運営戦略（H22.6.22閣議決定）】</p> <p>3. 中期財政フレーム</p> <p>(2) 歳入・歳出両面での取組</p> <p>② 歳入面での取組</p> <p>個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。</p>	<p>【第1項】</p> <p>政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。</p> <p>【第2項】</p> <p>前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。</p>

	<p style="text-align: center;">税制改正大綱等</p>	<p style="text-align: center;">附則第104条</p> <p style="text-align: center;">所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）</p>
<p style="text-align: center;">個人所得課税</p>	<p>【平成22年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。 ○ 所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組むこととします。 ○ 給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。 ○ 給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。 ○ 金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。 <p>【平成23年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。 <li style="padding-left: 20px;">そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。 ○ 個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。 	<p>【第3項第1号】</p> <p>個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。</p>

	税制改正大綱等	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
法人課税	<p>【平成22年度大綱】</p> <p>○ 租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。</p>	<p>【第3項第2号】</p> <p>法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。</p>
消費課税	<p>(1) 消費税</p> <p>【平成23年度大綱】</p> <p>○ 消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」（平成22年12月6日）で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していきます。</p> <p>『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』</p> <p>『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とす</p>	<p>【第3項第3号】</p> <p>消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。</p>

	税制改正大綱等	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
	<p>ることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者3経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』</p>	
消費課税 (つづき)	<p>(2) 車体課税 【平成23年度大綱】</p> <p>○ 車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。</p> <p>(3) 地球温暖化対策のための税の導入 【平成23年度大綱】</p> <p>○ 我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。</p>	<p>【第3項第4号】</p> <p>自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>【第3項第8号】</p> <p>低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進すること。</p>
資産課税	<p>【平成22年度大綱】</p> <p>○ 今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。</p>	<p>【第3項第5号】</p> <p>資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。</p>

	税制改正大綱等	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）
地方税	<p>【平成23年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。 ○ 地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとして、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。 	<p>【第3項第7号】</p> <p>地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</p>

(参考)税制抜本改革に関するこれまでの主な取組み

個人所得課税

【22年度税制改正大綱】

(1) 年少扶養控除の廃止

- ・ 支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、所得税においては、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止。
- ・ 税体系上の整合性の観点等から、個人住民税においても、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止。

(2) 16歳から22歳までの特定扶養控除の見直し

- ・ 高校の実質無償化に伴い、所得税においては、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(25万円)を廃止。
- ・ 税体系上の整合性の観点等から、個人住民税においても、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(12万円)を廃止。

【23年度税制改正大綱】

(1) 給与所得控除の見直し

- ・ 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設定。
- ・ 役員給与に係る給与所得控除を見直し、4,000万円超という特別に高額な役員給与については、「勤務費用の概算控除」部分である、給与所得控除額の2分の1の額を上限とする。

- ・ 特定支出控除を使いやすくする観点から、特定支出の範囲を拡大するとともに、特定支出控除の適用判定の基準を見直し。

(2) 退職所得課税の見直し

- ・ 勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について、2分の1課税を廃止。
- ・ 退職所得に係る個人住民税（所得割）の額から税額の10%を控除する仕組みを廃止。

(3) 成年扶養控除の見直し

- ・ 本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいことから、担税力の減殺に配慮すべき世帯については負担増にならないように措置した上で、所得税においては、控除の対象を見直し。
- ・ 税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても、成年扶養控除について同様に見直し。

(4) 金融証券税制

- ・ 景気回復に万全を期すため、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は2年延長し、平成26年1月から20%本則税率とする。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）の導入時期については、平成26年1月からとする。これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施。
- ・ 店頭金融デリバティブ取引に係る所得について、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能とする。

法人課税

【23年度税制改正大綱】

○ 法人実効税率の引下げ

- ・ 法人税率を30%から25.5%へと4.5%引下げ、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引下げ。
- ・ 法人実効税率の引下げに併せて、課税ベースの拡大として、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度の見直し、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等の措置を講ずる。

消費課税

【22年度税制改正大綱】

(1) 揮発油税等の暫定税率の見直し

- ・ 揮発油税等の現行の10年間の暫定税率は廃止し、その上で、厳しい財政事情や、地球温暖化対策との関係を踏まえ、当分の間、現在の税率水準を維持。

(2) 自動車重量税の見直し

- ・ 自動車重量税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定等。

(3) 自動車取得税の見直し

- ・ 自動車取得税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持。

【23年度税制改正大綱】

(1) 地球温暖化対策のための税の導入

- ・ 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せ。
(上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素については1トン当たり780円、石炭については1トン当たり670円)

(2) 消費税の免税事業者の要件の見直し

- ・ 消費税の課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件を見直し。

(3) 消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

- ・ 課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる制度については、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定。

資産課税

【23年度税制改正大綱】

(1) 相続税の見直し

- ・ 格差固定化の防止、相続税の再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を「3,000万円＋600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造を見直し。
- ・ 死亡保険金の非課税措置について、「相続人の生活安定」という制度趣旨の徹底の必要性や他の金融商品との間の課税の中立性確保の要請等を踏まえ、算定の基礎となる法定相続人の範囲を縮減。
- ・ 物価動向や今般の相続税の基礎控除等を見直しを踏まえ、相続税額から一定額を差し引く未成年者控除・障害者控除の控除額を引上げ。

(2) 贈与税の見直し

- ・ 高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促進する観点から、相続税の負担の適正化と併せ、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、受贈者に孫を加えるなど相続時精算課税制度の対象範囲の拡大。